

## 第 24 回 佐川町農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 平成 28 年 4 月 27 日(水) 午後 3 時 00 分～4 時 30 分
- 2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室
- 3、出席委員 (14 人)

|         |      |    |     |
|---------|------|----|-----|
| 会 長     | 17 番 | 北添 | 正男  |
| 会長職務代理者 | 16 番 | 武石 | 悦雄  |
| 委 員     | 1 番  | 岡添 | 輝男  |
|         | 3 番  | 田村 | 営幸  |
|         | 4 番  | 藤原 | 健祐  |
|         | 5 番  | 廣瀬 | 正直  |
|         | 6 番  | 邑田 | 昌平  |
|         | 7 番  | 氏原 | 延   |
|         | 8 番  | 今橋 | 壽子  |
|         | 9 番  | 尾碕 | 藤吉郎 |
|         | 10 番 | 上岡 | 民典  |
|         | 12 番 | 佐藤 | 良一  |
|         | 14 番 | 大谷 | 恵呉  |
|         | 15 番 | 横畠 | 増吉  |

- 4、欠席委員 ( 2 人 ) 2 番 刈谷 哲二 ・ 13 番 織田 和主 ・ 11 番 欠 番

### 5、議事日程

- 第 1 開 会
- 第 2 議事録署名委員の選任について
- 第 3 報告事項の報告について
- 第 4 議 事
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件について
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件について
  - 第 4 号議案 非農地証明願に関する件について
  - 第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について
  - 第 6 号議案 平成 28 年度 農業者年金加入推進活動計画について
- 第 5 その他
- 第 6 閉会

### 6、農業委員会事務局職員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 公文 | 博章 |
| 主 任  | 田村 | 麻美 |
| 主 任  | 氏原 | 謙  |

臨時職員 和田 佳 絵

## 7、会議の概要

### 議長

それでは、ただ今より第24回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は14名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、2番刈谷委員・13番織田委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。3番田村委員と4番藤原委員にお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

### 事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、4月5日、農地法第4条申請者との協議を役場二階食堂にて開催し、会長・職務代理及び田村委員と事務局の田村主任及び氏原主任が申請者の話をお聞きしました。4月7日、農地法第4条申請者及び利害関係者との協議を役場二階小会議室で開催し、会長及び田村委員と私、田村主任及び氏原主任が申請者や利害者双方から話をお聞きし、改善策等について協議しました。4月20日、平成28年度第1回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。4月21日、JAコスモス行政営農振興協議会歓送迎会がJAコスモス本所「パストラルホール」で開催され、会長と私が出席しました。4月24日、平成28年度佐川町自治会長会総会及び町政報告会が健康福祉センター「かわせみ」で開催され、私が出席しました。4月25日、第1回JAコスモス行政営農振興協議会幹事会がJAコスモス本所会議室で開催され、田村主任が出席しました。そして本日、平成28年度第24回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。一件目の地区は佐川で届出人は さん、土地の表示は佐川町字

番外筆、地目は が 筆で面積が  $m^2$ ・ が 筆で面積が  $m^2$ 、合計面積が  $m^2$ ・受付日は平成28年3月22日、受理日は平成28年3月22日・登記原因は平成27年2月19日相続とのことです。

二件目の地区は黒岩で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字

番外筆、地目は が 筆で面積が  $m^2$ ・ が 筆で面積が  $m^2$ 、合計面積が  $m^2$ ・受付日は平成28年4月12日、受理日は平成28年4月12日・登記原因は平成27年5月26日相続とのことです。

三件目の地区は斗賀野で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番、地目は で面積は m<sup>2</sup>・受付日は平成 28 年 4 月 13 日、受理日は平成 28 年 4 月 13 日・登記原因は昭和 63 年 12 月 30 日時効取得とのことです。

続きまして、3、時効取得について報告します。件数は1件です。地区は斗賀野で登記義務者は さん、登記権利者は さんです。土地の表示は佐川町 字 番・地目は で面積は m<sup>2</sup>・登記目的は所有権移転で、登記原因は昭和 63 年 12 月 30 日、時効取得とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

( 質問等なしの声 )

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。続きまして、日程第4、「第1号議案 農地法第3条に関する件」を議題とします。まず初めに、1番・2番の2件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 28-01 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

続きまして 28-02 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は高知市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。以上です。

議長

それでは、1番・2番の確認委員さんの確認報告をお願いします。

8 番今橋委員

1 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在ニラが栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、引き続きニラを栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

9 番尾碕委員

それでは、2 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、引き続き水稻を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」1 番・2 番については、原案どおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」1 番・2 番は、原案どおり決しました。

続きまして「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」3 番について審議のところでありますが、ここで利害関係のある 5 番廣瀬委員の退席を求めます。

( 廣瀬委員退席する。 )

議長

引き続き 3 番について、事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは、28-03 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町字 番・地目は で面積は  $\text{m}^2$ ・譲渡理由は売買で、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

議長

それでは、3 番の確認委員さんの確認報告をお願いします。

4 番藤原委員

それでは、3番を報告します。申請地は 集落にあり、現在生姜が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、生姜を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第1号議案 農地法第3条に関する件」3番については、原案どおり決定したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

12人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」3番は、原案どおり決しました。ここで、5番廣瀬委員の入室を認めます。

( 廣瀬委員復席する。 )

議長

それでは引き続き、残りの農地法第3条に関する件、4番から7番迄を一括議題とします。事務局の説明を求めます。

田村主任

続きまして28-04番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町字 番 ・地目は で、面積は m<sup>2</sup>・譲渡理由は売買で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

続きまして28-05番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は 市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番 ・地目は で面積は m<sup>2</sup>・譲渡理由は売買で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

続きまして28-06番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 ・地目は で面積は m<sup>2</sup>・譲

渡理由は贈与で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

続きまして28-07番を説明します。譲渡人は さん・ さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で、合計面積は m<sup>2</sup>・譲渡理由は売買で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。

以上4件の説明を終わります。

議長

それでは、4番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

田村主任

2番 刈谷委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。それでは4番を報告します。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は全ての農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、野菜を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。世帯の経営状況も良く、事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても何の問題も無いということです。

17番北添委員

5番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は遊休地となっています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培すること、地元での調和要件も全て厳守することです。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

7番氏原委員

それでは、6番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

6番邑田委員

それでは、7番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、野菜を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可を

しても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第1号議案 農地法第3条に関する件」4番から7番については、原案どおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」4番から7番は、原案どおり決しました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条に関する件」を議題とします。なお、この案件は先月の定例総会で保留されていたものです。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第2号議案 農地法第4条に関する件」の4番を説明します。先月と同じですが、申請人は佐川の さん、土地の所在地は佐川町字

番・登記地目は で面積は m<sup>2</sup>・転用目的は、集合住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地(第2種農地)に該当すると判断されます。なお、先月の農業委員会以後2回、会長を交えて関係者と面談し、双方の意向等を聞いております。 以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

3番田村委員

それでは4番について報告します。先ほど事務局の説明にもありましたが、確認委員として2回役場での話合いに立ち会いました。その後現地にも2回おもむき、関係者との協議にも立ち会って、見聞きしたことを報告します。①、集合住宅の向きを変更して日陰時間を削減する。②、上からの水については、排水路を修繕する、新たに出る浄化槽からの排水については、別の配水管で川まで流す。③、宅地造成

の件で現在協議中である。したがって、今回の審査についても、もう少し見守る必要が有ると判断しますので、再度保留すべきと思います。 以上です。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。確認委員さんの確認を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

12 番佐藤委員

転用農地の実際の現況はどうなっているのか。

3 番田村委員

柿の木が数本植わった畑です。

9 番尾碕委員

いろいろあることは分かったが、委員会として判断するので、判断材料として同意書があれば良いと思う。また、合意が出来たかどうかは、担当委員に判断してもらいたい。

3 番田村委員

担当委員として判断もしますが、何せ会社の方が一貫性が無く、現地で話したとおりにならない事などもあって、なかなか難しいのが現状です。

12 番佐藤委員

やはり、隣地の許可をもらうのが一番と思う。

議長

他に何かご質問等はありませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第2号議案 農地法第4条に関する件」4番は、もうしばらく保留したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第4条に関する件」4番は、保留することに決まりました。続きまして、「第3号議案 農地法第5条に関する件」4件を議題とします。なお、1番から4番までを一括議題とします。それでは事務局

の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第3号議案 農地法第5条に関する件」の1番を説明します。貸人は 市の さん、借人は さん・ さん、(持分はそれぞれ2分の1ずつ)です。土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・登記地目は が  $\text{m}^2$ ・ が  $\text{m}^2$ ・合計面積は  $\text{m}^2$ ・転用目的は、自己住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、JR土佐加茂駅から概ね300m以内にある農地で、第3種農地に該当すると判断されます。

続きまして、2番を説明します。貸人は さん、借人は さん、土地の所在地は佐川町字 番 ・登記地目は で面積は  $\text{m}^2$ ・転用目的は、自己用住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地(第2種農地)に該当すると判断されます。

続きまして、3番を説明します。賃貸人は さん、 さん、 さんの共有名義で、賃借人は( ) 工務店(代表取締役) さん、土地の所在地は佐川町字 番 ・登記地目は で面積は  $\text{m}^2$ の内  $\text{m}^2$ ・転用目的は、5年間借りて従業員の駐車場及び資材置場に使用するため、転用するとの事です。

農地区分につきましては、JR西佐川駅から概ね500m以内にある農地で、第2種農地に該当すると判断されます。

続きまして、4番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は 町の さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・登記地目は 筆とも で合計面積は  $\text{m}^2$ ・転用目的は、居宅を新築するため、転用するとの事です。

農地区分につきましては、JR土佐加茂駅から概ね500m以内にある農地で、第2種農地に該当すると判断されます。

議長

それでは、1番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

17番北添委員

それでは、1番について報告します。申請地は 集落にあり、借人は親の土地に自己の住宅を建築するものです。申請地は、西側は町道と接し、北側は農地(畑)現況(宅地)に接し、東側は農地(畑)と接しています。南側は農地(畑)現況(宅地)と接していますので何も問題ありません。農地関係者の承諾も頂いております。また、進入路もあり、何も問題ありません。

氏原主任

2 番 刈谷委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。それでは2 番について報告します。申請地は 集落にあり、借人は事務局の説明どおり、自己用住宅の建築に使用するため、転用するものです。申請地は、西側及び北側は町道と接し、東側は貸人の農地（田）に接し、南側は道と接していますので何も問題ありません。なお、道を挟んで南側及び西側の農地については、承諾も有り、北側については5 m 以上の間隔が有るので影響ないと判断しました。農地関係者の承諾も頂いており、また、進入路もあり、何も問題ありませんとのことでした。

3 番田村委員

3 番について報告します。申請地は 集落の 工務店の向かいに有り、賃借人は事務局の説明どおり、従業員の駐車場や資材置場として使用するため、転用するものです。申請地の南側は宅地に接し、西側は町道に接し、北側及び東側は農地（田）と接した土地で、農地関係者には承諾も頂いており、何も問題ありません。

17 番北添委員

4 番について報告します。申請地は 集落にあり、譲受人は事務局の説明どおり、自己住宅を新築するため、転用するものです。申請地は、北西側は農地（田）と接し、南西側は県道と接しています。南東側は譲渡人の農地（田）と雑種地及び現況宅地に接し、北東側は鉄道用地及び現況宅地と接する農地で、農地関係者には承諾も頂いており、何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

（ 質問等なしとの声 ）

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第3号議案 農地法第5条に関する件」1 番から4 番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第3号議案 農地法第5条に関する件」1 番から4 番は、原案どおり決しました。続きまして、「第4号議案 非農地証明願に関する件」

3件を議題とします。なお、1番から3番を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第4号議案 非農地証明願に関する件」1番を説明します。申請人は  
さんの代理人(行政書士) さんで、土地の所在地は佐川町 字  
番・登記地目は で面積は m<sup>2</sup>・利用状況は20年以上前から家  
が建っていて農地ではないとのことことです。

続きまして、2番を説明します。申請人は さんの代理人(行政書士)  
さんで、土地の所在地は佐川町字 番 外 筆・登記地目は  
筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>・利用状況は、昭和40年頃より建物が存在していて、  
農地ではないとのことことです。

続きまして、3番を説明します。申請人は さんの代理人(行政書士)  
さんで、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・登記地目は  
筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>・利用状況は、昭和64年頃に居宅及び倉庫が建っ  
ていて、農地ではないとのことことです。 以上です。

議長

それでは1番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

17番北添委員

1番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は宅地となっており、佐  
川町非農地証明事務取扱要綱第6条(5)に該当しており、非農地証明を証明して  
も何も問題ありません。

4番藤原委員

それでは、2番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は宅地となっ  
ており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第6条(5)に該当しており、非農地証明を  
証明しても何も問題ありません。

9番尾崎委員

3番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は宅地となっており、佐川  
町非農地証明事務取扱要綱第6条(5)に該当しており、非農地証明を証明しても  
何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。委員さんの確認報告を踏まえ、何か質問  
等はありませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第4号議案 非農地証明願に関する件」1番から3番は原案どおり決したいと思いますますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第4号議案 非農地証明願に関する件」の1番から3番は原案どおり決しました。続きまして、「第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」4月分を議題とします。それでは、まず47番から55番までの9件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは47番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして48番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外筆・地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成29年4月30日までの1年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして49番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして50番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして51番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外筆、地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして52番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外筆、地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして53番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表)

さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、

佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>です。  
設定期間は平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 3 年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして 54 番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表)  
さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地  
は、佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m<sup>2</sup>  
です。設定期間は平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間の賃  
貸借権の新規設定です。

続きまして 55 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の  
設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字  
番、地目は で面積は m<sup>2</sup>です。設定期間は平成 28 年 5 月 1 日から平成 33  
年 4 月 30 日までの 5 年間の賃貸借権の再設定です。

以上、全ての設定は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして  
いると考えられます。 以上で説明を終わります。

議長

それでは 47 番から順次、確認委員の報告をお願いします。

#### 8 番今橋委員

申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。 利用権の設定  
を受ける者は野菜を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務  
局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていま  
すので、何も問題ありません。

#### 6 番邑田委員

申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。 利用権の設定  
を受ける者はピーマンを栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。  
事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい  
ますので、何も問題ありません。

#### 7 番氏原委員

申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。 利用権の  
再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たして  
います。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満  
たしていますので、何も問題ありません。

#### 9 番尾崎委員

申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。 利用権の  
設定を受ける者は水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。  
事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たして

いますので、何も問題ありません。

つづいて 51 番を説明します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

#### 12 番佐藤委員

申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

つづいて 53 番を説明します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

#### 17 番北添委員

申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

#### 5 番廣瀬委員

申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

#### 議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

( 質問等なしとの声 )

#### 議長

それでは、採決に移ります。「第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」47 番から 55 番については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

#### 委員

13 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、47番から55番迄の9件については原案どおり決しました。

続きまして、利用集積計画に関する件、56番について審議のところですが、ここで利害関係のある16番武石委員の退席を求めます。

( 武石委員退席する。 )

議長

それでは56番について、事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは最後の56番を説明します。利用権を設定する者            さん、利用権の設定を受ける者            さん、利用権を設定する土地は、佐川町    字    番 外 筆、地目は 筆とも    で合計面積は    m<sup>2</sup>です。設定期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

なお、この設定は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。

議長

それでは56番の確認委員の報告をお願いします。

15番横畠委員

申請地は            集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

( 質問等なしとの声 )

議長

それでは、採決に移ります。「第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、56番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

12人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、56

番は原案どおり決しました。ここで、16番武石委員の入室を認めます。

（武石委員復席する。）

議長

従いまして、47番から56番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成28年4月27日開催の総会において審議の結果、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

続きまして、「第6号議案 平成28年度 農業者年金加入推進活動計画に関する件」について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

田村主任

それでは平成28年度 農業者年金加入推進活動計画を説明させていただきます。お手元の計画書（案）をご覧ください。平成28年度の農業者年金加入推進につきましては、昨年に引き続きお手元に配布のとおり、取り組みを計画しました。平成25年度から取り組んできた「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」も今年からは、後期3カ年運動が始まり、本年度が初年度となります。昨年度は加入推進に委員各位の協力や努力によりまして、新規の加入者が3名有りました。今年も目標に向けて、引き続き農業者年金加入の働き掛けをする事の計画でありますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願い致しますと存じます。

また、推進強化という意味で、今年も各地区で農業者年金に加入しそうな方の人数を把握したいと思いますので、委員の皆様におかれましては6月末頃までには事務局の方まで報告を、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました、何か質問等はありませんか。

（意見・質問等なしとの声）

議長

それでは、意見・質問等ありませんので、お諮りします。「第6号議案 平成28年度 農業者年金加入推進活動計画に関する件」については、原案どおり決したいと思いますが、異議はありませんか。

委員

（異議なしとの声）

議長

異議なしとのことですので、「第6号議案 平成28年度農業者年金加入推進活動計画に関する件」については、原案どおり決しました。以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

続きまして、日程第5その他の件について、事務局の方からは何か有りませんか。

事務局

はい、ありません。

議長

それでは、その他にはありませんか。

委員

( ありませんとの声 )

議長

これをもちまして、第24回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成28年5月30日(月曜日)で、午前9時30分から佐川町役場二階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北澤 正男

議事録署名人

藤原 健祐

議事録署名人

田村 昌幸